

山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用ガイドライン（案）

※ 本計画における本ガイドライン（別紙及び別表を含む）の位置付けについては、山形県地域公共交通活性化協議会における山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用の方向性を示すものであり、本ガイドラインの具体的な記載については、R2年度末の計画策定後も引き続き、山形県地域公共交通活性化協議会及び県所管部局、市町村、交通事業者、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者などの関係者で調整のうえ、決定する。

1 本ガイドラインの位置付け

1-1 山形県地域公共交通情報共有基盤の意義

路線バスやコミュニティバス等の運行情報（運行経路、時刻表、料金等）や、公共交通に関わる統計データ、さらには、交通以外の輸送サービス（商業・医療・観光等）の情報等について、官民が連携を図りながらオープンデータ化を進め、利用者にとって分かりやすく利用しやすい、交通関係等の各種データの横断的活用を資するデータ連携基盤となる「山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）」を整備するとともに、整備したデータ・情報については正確性の維持・向上を図り、必要な情報提供を推進する。

また、この山形県地域公共交通情報共有基盤を活用することにより、ニーズに対応した公共交通ネットワークの再編や、移動需要の喚起、効果的なインフラ整備等、様々な地域交通や地域課題の解決につなげ、地域の経済やコミュニティの活性化を推進する。

【山形県地域公共交通情報共有基盤で取り扱うデータ】

① 交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報

国土交通省が策定した「標準的なバス情報フォーマット」に準じた形式。本フォーマットは、静的データ「GTFS-JP」と動的データ「GTFS リアルタイム (GTFS-RT)」の2種類のフォーマットを包含している。

- ・静的データ「GTFS-JP」：停留所、路線、便、時刻表、運賃等
- ・動的データ「GTFS-RT」：遅延、到着予測、車両位置、運行情報等

② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報

(ア) 公共交通に関するデータ

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績
- ・空港、港湾、鉄道の事業概要・利用実績

(イ) 交通以外の輸送サービス（教育・商業・医療・福祉・観光等）に関するデータ

(ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ

- ・目的施設（教育・商業・医療・福祉・観光等）の立地状況・規模等
- ・目的施設の利用状況（年間利用者数、性別・年齢・居住地等）
- ・県民及び来訪者の移動実態

(エ) その他データ

- ・運転免許返納者情報等
- ・山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ
- ・その他行政機関が行った調査等の集計や個票データで活用可能なもの
- ・その他行政機関が支援した対象が有するデータで活用可能なもの
- ・その他関係者から活用希望があり、山形県地域公共交通活性化協議会において活用可能と判断されたもの

1-2 ガイドラインの趣旨

山形県地域公共交通情報共有基盤が、適切なデータ更新により情報の鮮度が保たれ、また、そのことがユーザーに確かに認識され、加えて、ユーザー目線での使いやすさが常に保たれることと、データの管理や利用のあり方を定めることで、データを提供する様々な主体が安心してデータを提供できる環境を整備することを趣旨として、関係者それぞれの役割ととるべき措置について規定するため、本ガイドラインを定める。

2 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ管理の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、公開を原則とする。ただし、個人情報や事業者の経営情報等といったそのまま公開することが適切でないデータについては、データ保有者の指定する特定条件の下で限定的に公開する、または、県（事務局）で個人や事業者の特定ができない形態又は個人や事業者に悪影響の無い形態に加工し、公開することとする。例えば、個人や事業者が特定可能な名称や詳細な住所情報等の削除、二次利用のみを可能として公益性と情報管理の能力の双方を有する国や自治体の機関、大学等の研究機関にのみ守秘義務を負わせて提供するといった手法が考えられる。

3 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ利用の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータを利用する者は、当該データが、人々の移動利便を向上させるという山形県地域公共交通計画の大目標の達成のために収集・共有されているデータであることを踏まえ、計画の趣旨に沿った利用を行う責務を有するとともに、「山形県オープンデータカタログ利用規約」に準じる。

4 山形県地域公共交通情報共有基盤の構築と運用における役割分担

関係者が適切にかつ積極的に保有する情報を提供することによって、より広範なデータが利用しやすい形で集約される山形県地域公共交通情報共有基盤の構築が可能となる。また、集約されたデータが単なるデータ集積ではなく、有用なデータベースとして幅広く活用されるためには、データが適切に更新され、提供され、加えて、データベースの存在自体が適切に情報発信される必要がある。

そのため、関係者は以下の役割分担のもとで、それぞれ最善を尽くす責務を負う。

なお、個別具体的な提供すべきデータを保有する者と提供すべきデータの内容、そのデータの運用については、別紙及び別表のとおり。

県（事務局）

- ・ 県（事務局）とは、山形県地域公共交通活性化協議会事務局である県みらい企画創造部総合交通政策課をいう。
- ・ 県（事務局）は、データ保有者（県（データ保有部局、市町村、交通事業者、国、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者）からデータを集約し、管理・公開する。

- ・集約されたデータを以下のふたつに区分して取り扱う。
 - ①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報
 - ②交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報
- ・①については、原則すべてを公開する。
- ・②については、**別紙及び別表**に基づき、公開可能なものを公開した上で、それ以外のものについては二次利用可能なものについては、リスト化し、そうでないものは適切に破棄する。
- ・二次利用可能なデータについて、二次利用可能なデータの範囲や対象者を公開するとともに、データ毎に、利用者・利用目的の公益性、利用者の情報管理能力、データ固有のリスク等を踏まえた運用ルールを設ける。
- ・上記運用ルールに基づく利用者からの二次利用申請についてデータ保有者が適切に対応しなかった場合には、利用者からの申し立てを受けて、データ保有者に提供を促す等データ保有者に対して、本ガイドラインに基づくデータ提供や更新が適切になされているかをチェックし、適時適切なデータ提供が図られるよう関係者への助言や注意喚起を行う。
- ・そのほか、データ保有者が本ガイドラインに基づくデータ提供を行うことを促進するため適切な措置をとる。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、山形県地域公共交通活性化協議会における協議等を通じて、適切な見直しを行う。

県（所管部局）

- ・県（所管部局）とは、本ガイドライン**別紙及び別表**に記載されたデータを保有する部局をいう。
- ・県（事務局）に対して、**別紙及び別表**に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する責務を負う。

市町村

- ・本ガイドライン**別紙及び別表**に記載されたデータを保有する市町村は、県（事務局）に対して、**別紙及び別表**に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する責務を負う。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、県（事務局）への意見や、山形県地域公共交通活性化協議会における発議において適切な見直しが図られるよう努める。

交通事業者

- ・本ガイドライン**別紙及び別表**に記載されたデータを保有する交通事業者は、県（事務局）に対して、**別紙及び別表**に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する責務を負う。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。

- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

国

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する国の機関は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する責務を負う。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について国の政策変更や社会情勢の変化等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者

- ・交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者は、本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する交通事業者以外の事業者又は施設管理者であって、県・市町村・国の機関で無いものをいう。
- ・県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりに、その事業や施設管理に支障が無い範囲で、データを適時適切に提供する責務を負う。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告するよう努める。

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータの利活用手法

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、オープンデータ化又はオープン API 化を原則としつつ、完全な公開が難しいデータについても、二次利用のルールを整備し、可能な限り個別詳細なデータの利活用を進める。

特に、データが出せない・データに課題があるといった情報それ自体も、「データ」とあるとの観点で、すべての関係者は、データの有無や粒度も含めたデータの収集・公開に努める。

データの種類毎のレベル設定とレベル毎の措置の原則

- データの性質に応じ、可能な限りの利活用を図る観点で、以下のとおりのデータの種類毎にレベルを定め、レベル毎の措置の原則を定める。

レベル	レベル毎の措置の原則
完全オープン	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データをアップロードし、公開する。
オープン二次利用	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト及び利用申請書を含む利用方法をアップロードし、公開する。 データ保有者は、利用方法に則った利用申請があった場合、利用者を問わずデータを提供する。
クローズ二次利用（間接）	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。県（事務局）は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。
クローズ二次利用（直接）	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方が、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。 データ保有者は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。 なお、データ保有者が、利用申請者が利用可能な対象者に含まれない等の理由で申請を却下した場合、却下された利用申請者は、自らが本ガイドライン及び別表に基づいて当該データを利用可能な者であると考え理由を付した上で、県（事務局）に対し、異議を申し立てることができる。 異議申し立てを受けた県（事務局）は、却下された利用申請者及び却下したデータ保有者から事情を聴取し、異議申し立ての内容を審査する。 県（事務局）が異議の理由を認め、当該却下が妥当でない判断した場合は、

	<p>却下したデータ保有者に対して、却下された利用申請者に当該データの全部又は一部を提供するよう要請することができる。</p> <p>県（事務局）から当該要請を受けたデータ保有者は、当該データを要請を受けた範囲で当該利用申請者に提供しなければならない。</p> <p>県（事務局）が異議の理由を認めず、当該却下が妥当であると判断した場合は、却下された利用申請者に対し、当該却下が妥当である旨及びその理由について通知しなければならない。</p>
--	---

オープン二次利用の利用申請書を含む利用方法

- ・ 下表1のとおりデータ保有者は、提供データの内容について表2のとおりの内容をリスト化し、県（事務局）に提出する。県（事務局）は、当該リストをとりまとめ、公開する。
- ・ 利用申請者は、表1の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【オープン利用】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・ 申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ保有者毎の個別の留意事項があるとして、事前に表6に記載して留保を付した場合に限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。
- ・ 申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表1 オープン二次利用対象データ

対象データ	データ保有者
ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）	国土交通省東北地方整備局山形下線国道事務所

表2 オープン二次利用対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又はCSV形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名（header）。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0対応車載器を搭載したすべての車両」となる。

データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆（一部漏れ）」「サンプリング（統計）」「サンプリング（非統計）」（※）
データの収集方法	「強制」（自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの）か「任意」（アンケート調査など、回答があったもののみ）か
データの最終更新日	県（事務局）に報告した時点のもの。ただし、報告後、短期間で確実に更新されることが推定されることから、リスト公開時点では最終更新日が県（事務局）への報告後の時点を記載することがより利用者利便に即する場合は、当該日付でも可。
データの更新頻度	「年次」「月次」「日次」「任意」等

※ランダムサンプリングや、一定期間にわたり一定の基準に従って収集されるなど、統計的手法がとられているものは「統計」、そうでないもの（担当者が任意に抽出している、年次によって基準が異なる等）は「非統計」と整理する。

クローズ二次利用（間接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表3のとおりデータ保有者は、提供データについて、それぞれに定める期限内に県（事務局）に提出する。
- ・利用申請者は、表3の対象データについて、県（事務局）に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ利用（間接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・県（事務局）は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①利用申請者が、行政機関又は教育・研究機関であること
 - ②地域活性化や介護福祉関係のNPO、政策提言コンサルタント等、①の対象者に準じた公共性が認められるものについては、県（事務局）が当該公共性を認めた理由を文書に保存し、データ提供後直近に開催された山形県地域公共交通活性化協議会において報告すること
 - ③②に該当すると県（事務局）が判断し、データ提供を行った後、報告を受けた協議会が県（事務局）の判断に瑕疵があったと認定した場合は、当該データ提供に関し、発生した損害その他の責任は県（事務局）に帰属すること
 - ④①又は②以外の利用申請者に対して提供する場合、県（事務局）が対象データのデータ保有者の同意を得て提供すること
 - ⑤データ保有者の事業に支障が無いよう、利用者の公共性を確認するか、または提供の際の匿名性を確保すること
 - ⑥山形県地域公共交通活性化協議会の活動及び山形県地域公共交通計画の実施に対し、支障がないものであること

表3 クローズ二次利用（間接）対象データ

対象データ	データ保有者	提供期限
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業	県内発着路線を有する一般乗	国土交通省に提出した日から

概要・輸送実績	合旅客自動車運送事業者	1週間以内

クローズ二次利用（直接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表4のとおりデータ保有者に対して、県（事務局）は提供可能なデータの内容について表5の内容を含む照会を行い、これをリスト化し、公開する。
- ・利用申請者は、表4の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ二次利用（直接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ利用における個人情報・経営情報等機微な情報についてデータ保有者の側で削除等の加工を希望する利用申請があった場合に、当該対象データが個人情報・経営情報等機微な情報を簡易に切り分けられないものであった場合（個人情報・経営情報等機微な情報が必要な情報と同じセルで保存されており、切り分けに手作業が生じる場合等）
 - ②その他データ保有者毎の個別の留意事項がある場合は、事前に表6に記載して留保を付した場合には限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。
- ・申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表4 クローズ二次利用（直接）利用対象データ

対象データ	データ保有者
県立高校の通学者の名簿及び通学実態	県立高校

表5 クローズ二次利用（直接）対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの提供可能対象	「県及び県内市町村」、「行政機関」、「行政機関及び公的研究・教育施設」、「データ保有者が別途定める基準」等が考えられる。「行政機関及び公的研究・教育施設」を主として想定するが、個人情報の切り分けが困難なデータである場合は、「行政機関」又は「県及び県内市町村」を原則とする。「データ保有者が別途定める基準」とする場合は、当該基準もあわせて県（事務局）に提出し、県（事務局）は当該基準を公開する。
個人情報・経営情報等	「有」又は「無」。「無」の場合、データ利用に際して匿名化する等、適

機微な情報の切り分け	切に管理・利用する負担と責任は、すべて利用申請者が担う。
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又は CSV 形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名 (header)。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0 対応車載器を搭載したすべての車両」となる。
データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆 (一部漏れ)」「サンプリング (非統計)」「サンプリング (統計)」
データの収集方法	「強制」(自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの) か「任意」(アンケート調査など、回答があったもののみ) か

表 6 データ保有者毎の個別の留意事項

データ保有者	留意事項

■別表 データ別提供・更新方法

「データの提供・更新に係る関係者の役割」の記載に加え、関係者は、オープン化のレベルに応じ、以下の措置(「レベル別措置」)を取る。

「完全オープン」:	県PF(プラットフォーム)にデータをアップロードし、公開
「オープン二次利用」:	データ自体はデータ保有元で保管。県PFでデータ項目、利用申請書を公開。データ保有者は、申請があれば原則として利用者を問わずデータを提供することとする。
「クローズ二次利用(間接)」:	データ自体は県(事務局)で保管。県PFでデータ項目、データ利用可能な対象者の定義、データ利用の基準、利用申請書を公開。県(事務局)は、申請があれば、利用申請が県PFの対象者の定義や利用の基準に合致しているか判断し、データを提供する。
「クローズ二次利用(直接)」:	データ自体はデータ保有元で保管。県PFでデータ項目、データ利用可能な対象者の定義、データ利用の基準、利用申請書を公開。データ保有者は、申請があれば、利用申請が県PFの対象者の定義や利用の基準に合致しているか判断し、データを提供する。 なお、申請を却下された利用者は、県事務局に異議を申し立てることができ、県事務局が異議を受けて審査し、利用申請が県PFの対象者の定義や利用の基準に合致していると判断した場合は、データ保有者はデータを提供しなければならない。

分類	NO	データ名称	データの概要		データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	データの提供・更新に係る関係者の役割					データのカバー範囲	更新頻度	備考	
			対象	収集方法				県(事務局)	県(所管部局)	市町村	交通事業者	国				交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者
① 交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報	1	【公共交通の運行情報】静的データ「GTFS-JP」	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)及び山形鉄道	各主体が運行情報を「運行情報データ」に沿ってGTFS-JP形式のファイルを作成し、指定の方法でアップロード/県(事務局)に送付	○事業者情報(ID、名称、URL等) ○停留所・標柱情報(名称、標柱の緯度経度) ○経路情報 ○便情報 ○営業所情報 ○通貨時刻情報 ○運行区分情報 ○運賃情報 ○翻訳情報	GTFS-JP	完全オープン	●東北運輸局から運行内容の変更について連絡があった際、当該運行事業者のGTFS-JPの変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請 ●提供されたGTFS-JPデータについて、主要CP事業者への適切な反映が確保されるよう措置 ●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	—	●運行内容を運輸局に申請する際に同時にGTFS-JP形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前(年度初等ダイヤ改正繁忙期においては1か月前を目途)までに県(事務局)に通知/提供 ●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	●運行内容を運輸局に申請する際に同時にGTFS-JP形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前(年度初等ダイヤ改正繁忙期においては1か月前を目途)までに県(事務局)に通知/提供	【東北運輸局】 ●該当する運行事業者から申請があった場合、県(事務局)に連絡し、GTFS-JPの変更について通知/提供が行われているかを確認	—	県全体(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者の路線を除く)	随時(運行内容の変更に応じて)	
	2	【公共交通の運行情報】静的データ「GTFS-JPにそぐわない交通モード」	JR東日本、JAL、ANA、FDA	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、収集	○時刻表情報 ○多言語情報 ○その他利用者利便に資する公開情報	任意	完全オープン	●データ保有者と個別に調整し、可能な限りの一元的公開を図る	—	—	●可能な限り、県(事務局)の要請に応じ、利用者利便に資する情報の公開を図る	●県(事務局)とデータ保有者との調整を支援する	—	県内発着サービス	随時(運行内容の変更に応じて)	
	3	【公共交通の運行情報】動的データ「GTFS-RT」	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)		○ルート最新情報(遅延、発着時刻予想、通過) ○車両位置情報(車両の緯度・経度、接近情報、混雑度) ○運行情報(見出し、影響(連休、迂回等)、原因(天候、事故等)、URL)	GTFS-RTを原則とするが、別形式で収集しており、GTFS-RTへの変換に追加コストを要する場合は別形式も可	オープン二次利用	●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	—	●動的データの権利を保持している場合、原則として、データの範囲及びデータ形式を県に通知し、PFのルールに沿って利用者に提供する ●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	●動的データの権利を保持している場合、原則として、データの範囲及びデータ形式を県に通知し、PFのルールに沿って利用者に提供する	—	—	県内発着サービス	随時(運行内容の変更に応じて)	

分類	NO	データ名称	データの概要		データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	データの提供・更新に係る関係者の役割						データの カバー範囲	更新頻度	備考
			対象	収集方法				県 (事務局)	県 (所管部局)	市町村	交通事業者	国	交通事業者以外の データ保有事業者・ 施設管理者			
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関するデータ	4	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内(県内主要路線に乗り入れる宮城交通を含む)における一般乗合旅客自動車運送事業者	県(事務局)から東北運輸局への照会	【事業報告書】 ○一般乗合旅客運送事業の収益・費用・損益 【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、従業員数、路線キロ、運行系統数) ○輸送実績(輸送人員(うち定期)、営業収入(うち旅客運送収入)、走行キロ、実車キロ、実車率、延実在車両数、延実働車両数) ○運行系統別輸送実績報告書(経路(起点・経由地・終点)、キロ程、運賃、利用する高速自動車道路等(利用区間・利用キロ)、運行ダイヤ(始発・終発)、所要時間、運行回数、走行キロ、輸送人員(うち定期)、1人平均乗車キロ、輸送人キロ、平均乗車密度、運送収入、走行1キロあたり運送収入)	国において保管・集計するフォーマットに準じるが、国は可能な限り、デジタル化による提供に努めるものとする。	クローズ二次利用(間接)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供についての協力を要請する ●毎年、東北運輸局に対し、同意した事業者の対象データの提供を照会 ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	【東北運輸局】 ●データ提供に際しては、可能な限りデジタル化に努める	—	県全体 (県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者の路線を除く)	毎年	
	5	ICカード利用実績	ICカード導入路線	データ保有者が収集・管理し、提供可能なデータの内容・条件を県(事務局)に報告	○便・路線毎の利用実態	CSV	クローズ二次利用(直接)	●対象の交通事業者に対し、事前にデータの提供についての協力を要請する ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	—	県全体	随時		
(イ) 交通以外の輸送サービスに関するデータ	6	県内教育施設による送迎サービスの実施状況	県内の教育施設(県立高校、私立高校、公立大学等)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GTFS形式又は可能な限り様式○での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式○で照会	
	7	病院一覧	県内の医療施設(68病院)	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	○病院名 ○郵便番号、所在地、電話番号 ○開設者名、管理者名 ○診療科名 ○病床数(計・精神・感染症・結核・療養・一般)	可能な限り様式■での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式■で照会
(ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ	8	県内教育施設の通学実態等	県内の教育施設(県立高校、私立高校、公立大学等)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて、県(事務局)に報告	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別・年齢・居住地 ○前年度卒業生の進学先・就職先	可能な限り様式△での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズ二次利用(直接)	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り提供できる対象データのリストを提供	県全体	毎年	様式△で照会	
	9	ETC2.0	県内及び県際移動データ	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(事務局)に報告	○ETC2.0データ	CSV	オープン二次利用	(レベル別措置のみ)	—	—	—	【東北地方整備局山形河川国道事務所】 (レベル別措置のみ)	県全体	随時		
	10	山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ(山形県地域公共交通トリアル推進事業調査業務)	計画策定に当たって収集・参照したデータ全て	—	—	CSV形式、Shapeファイルの形式等、加工・利用がしやすい形式とする。	完全オープン(データ容量が極端に大きいものはオープン二次利用)	(レベル別措置のみ)	—	—	—	—	—	—	計画策定時のみ	